

プラグマティックに匿名／顕名問題を考える

——「表現の匿名性」の保障と「表現の多様性」
の確保との相克を中心に

by 小倉秀夫

I T革命前の「言論の自由市場」

- 「誰でもどんな商品（＝言論）でも参加可能」な「市場」は規模が小さい。
- 「規模が大きな市場」は、参加可能な人又は商品（＝言論）が限定されている。

I T革命後の言論の自由市場

- 誰もが、どんな商品（＝言論）でも「自由市場」に投入することが可能となった。

重要なポイント

- 誰もが（特別な資格も、高額な費用も必要とせず）、
- どんな言論でも（スクリーニングされることなく）、
- 規模の大きな市場（たくさんの人がアクセス可能）に投入できるようになった。

「表現の匿名性」の保障云々は、

I T革命による
大規模な「言論の自由市場」
への参入障壁の崩壊
及び
これに伴う「言論の自由市場」の活性化
とは関係がない。

「匿名表現の自由」と「表現の匿名性の保障」

匿名（仮名）で表現する自由と、
表現主体に関する情報をコントロールす
る自由とは、異なる概念である。

匿名表現の自由

- **McIntyre v. Ohio Elections Commission**

514 U.S. 334(1995)

- Margaret McIntyreは、public meetingに出席していた人に、発行者の氏名及び住所の記載のないパンフレットを配布した（「Concerned Parents and Tax Payers」とサインした）ことが、オハイオ州の選挙管理委員会の規則に反するとして問題とされた。

表現の匿名性の保障

- **Patrick Cahill and Julia Cahill v. John Doe No. 1**

C.A. No. 04C-11-022 JRS (Superior Ct. Del., June 16, 2005)

- 「Proud Citizen」という仮名を用いて「Smyrna/Claton Issues Blog」にCahillのSmyrna市議会議員としての行動に関する投稿を行った。その中には、「Anyone who has spent any amount of time with Cahill would be keenly aware of such character flaws, not to mention an obvious mental deterioration.」「Gahill [sic] is as paranoid as everyone in the town thinks he is」等の表現があった。Cahillは、「Proud Citizen」のアクセスプロバイダであったComcastに対し、「Proud Citizen」のidentityの開示を求めてdiscovery手続を取った。

表現の匿名性の保障と言論の自由市場

- 表現者が特定されると表現者が政府により弾圧される虞がある場合には、表現の匿名性が保障されることは言論の自由市場を守る上で不可欠である。
- ただし、表現者を弾圧するような政府が、表現の匿名性を保障するとは考えがたい。
- このような政府のもとでは、表現の匿名性は、物理的・技術的に守られなければならない。

- 表現者が特定されると、表現者が「社会的制裁」を受け等私人により不利益を課せられる虞がある表現については、表現の匿名性が保障されている場合、「言論の自由市場」により供給されやすくなる。
- ただし、「質の低い言論を自律的に排除する」という「言論の自由市場」の機能は、働かなくなる虞がある。

- 「誰が言ったか」ではなく「何を言ったか」が重視される。

- 純粋に「書かれていること」からその真否を判断するのは往々にして難しい。
- 事実との距離、利害関係、当該事実に関する前提知識の質及び量、過去の実績等を斟酌できないとなると、「嘘を嘘と見抜く」必要がない場合でなければ当該情報を活用できない。

- 私人による制裁による表現活動の萎縮が懸念される典型例としての「内部告発」

- 告発内容が真実であり、かつ、当該事実アクセスする人が限定されている場合、被告発者は告発者を相当程度絞り込める。
- 告発内容が根も葉もないことであった場合、被告発者は告発者を絞る込むことはできない。

- 「内部告発」の場合、「捜査の端緒」になればよいのであって、瞬時に不特定多数人に公開されるべき必然性は乏しい。
- 真摯でかつ価値の高い内部告発ほど告発者が絞込まれる危険性が高いため、まともな内部告発を活性化させるためには、匿名性の保障よりも、不利益を課すことを禁止した方がよい。

- 英国のPublic Interest Disclosure Act
 - 雇用主、顧問弁護士、監督官庁以外の外部への告発が保護されるためには、正当な理由で、監督機関へ告発をすれば損害を受けると思っているか、雇用主へ告発をすれば証拠が隠蔽・破壊されると思っていることが要件とされている。
- 公益通報者保護法（H18.4施行）
 - 事業者内部、行政機関以外の外部への告発が保護されるためには、内部や行政機関に通報すると不利益な取り扱いを受けるおそれがあること、内部通報では証拠隠滅のおそれがあること、事業者から内部や行政に通報しないことを正当な理由なく求められたこと、書面による内部通報後20日以内に調査を行う旨の通知がないこと、人の生命・身体への危害が発生する危険があること等の事情がある場合に、通報の対象となった法令違反行為について被害の拡大等を防止するために必要であると認められる者に対してなされる必要がある。

「表現の匿名性」が完全に保障されることの問題点

表現活動に伴う責任を負う必要がなくなる。



社会的・法的規範に従う必要性を感じなくなるにとどまらず、一種の神になったがごとき全能感から、他人を見下し、自分の意向に他人が従うのが当然との意識が醸成されるようになる。



「祭り」「荒らし」「炎上」「コメントスクラム」等の発生

言論を抑圧する手段としての実名晒し

- 「実名が明るみに出たら何をされても仕方がない」というコンセンサスのある部分社会では、論敵の実名を突き止め、これを「晒す」ことは、論敵を「社会的に抹殺」することを意味する。
- 何人にも実名を突き止められないようにしようと思ったら、現実社会での活動とリンクした話題は回避しなければならないし、実体験したことを詳細に述べることも回避しなければならない。
- 実名を突き止められ、晒されることを恐れるがあまり、そのような話題が一様に回避されている状況は望ましいものだろうか。
- 「言いたいことを言いやすくする」ためには、「匿名性の陰」に隠れなくとも、嫌がらせを受けずに済む「社会」の構築を目指した方がよいのではないかと。

「コメントスクラム」等参加者の特徴

- 相手が完全に屈服しなければ気が済まない。
- 相手方からの反論を受けて意見を撤回することは滅多にない。
- 頑張っって背伸びをしたり、相手を貶めたりして、相手を「見下す」ことに固執する。

「コメントスクラム」等を受けた ブログの行く末

- 「反論」により「論破」することは滅多に成功しない
- 「恥」という概念から解放された者にとって、「論破」されたとして従来の主張を撤回するインセンティブは存在しない
- 「反論」に時間を取られると、新しいエントリーを立ち上げる時間が取れなくなり、面白くなってしまふ。
- おかしなコメントーターがコメント欄に「住み着く」とまともなコメントーターが去ってしまう。



コメント欄を閉じたり、そもそもブログ自体を閉鎖することになりがち。

コメントスクラム等を受けることなくブログを維持するためには

- 「勢い余ってヤンチャ話や非常識／非道徳的なことを書き込んで」^{注1}しまわなければ、コメントスクラム等を受けることはないのか？
 - 「2ちゃんねる」や「ハブブログ」のおかげで、その発言内容を許容できない人1人ないし数人に発見されると、コメントスクラムは発生しうる（匿名性の保証の程度が高いシステムのもとでは、コメントスクラムを仕掛ける側のリスクは小さいため、些細なことでもコメントスクラムは発生しうる。）。
- ↓
- 世間に後ろ指指されないように言動に注意するより、コメントスクラムに合わない言動に注意する方が難しい

注1 松田勇治「ブログで自滅する人々（第3回）～彼らはなぜ「祭られた」のか？」

- もちろん、過去の実績から、コメントスクラムに襲われやすい話題と、襲われにくい話題とがあることは一般に知られている。

ex.国籍、民族、性別等特定の属性を有していることについて持っている「優越感」、匿名幻想に起因する全能感を傷つける内容

- しかし、「コメントスクラムに襲われないように、襲われやすい話題を避ける」というのでは、「世間の目を気にすることなく言いたいことが言えるようになる」という「匿名性を保障する」大義名分に反する結果を生み出してしまう。
- しかも、「世間に後ろ指指される」ことを避けるためには、その人が属している「世間」の多数から反発を受けるような言動を回避すればよいが、「コメントスクラム」に合わないようするためには、ごくわずかの、匿名幻想故の全能感を抱きかつ特定の他人に粘着するだけの暇を持ち合わせた人々からも反発を受けないようにしなければならない。
- コメントスクラム等の対策をしなければ、特別「強い人」以外は、匿名幻想故の全能感を抱きかつ特定の他人に粘着するだけの暇を持ち合わせた人々から反発を受けやすい発言ができなくなってしまう。

- コメントスクラムから表現の多様性を守るために、匿名性の保障の程度を低くすること以外に有効な方法はあるのだろうか。

● 情報フロンティア研究会報告書

- 「日本の社会では情報ネットワークが匿名であるという認識に基づいて色々な活動が行われているがゆえに、社会生活全般においてICTが利活用されていく活力が高まらず、社会心理的なデジタルデバインドと言うべき、サイバースペースへの忌避感が広がっている。そのため、ある程度高度なICTを活用している層においても、その活動量、活力は、他の社会に比べて低いことも指摘されている。」（45頁）

- 「P2P技術を使った違法なファイル交換や内部犯行による個人情報漏洩などの事件が発生していることにも表れているように、様々なセキュリティ技術が開発されたとしても、ネットワークの信頼性を高められるか否かは最終的には利用者のモラルに関わるところが大きい。
この観点からみた場合、日本社会では、ネットワークを利用する者としての自覚が社会的に十分に形成されているとは言い難い。とくに、サイバースペースが匿名性の高い空間として認識され、極端な場合、ばれなければ何をしていてもいいという安易な発想すら助長する傾向を持っている。情報化社会の若者は、膨大な情報メディア環境の中で、自分にとって必要な情報のみを取り入れるフィルターを構築し、その内向きな情報環境の中に閉じこもり、自分の領域に対する他者の侵入をできる限り排除しようとするだけでなく、相手の心に踏み込んで感情や行動に影響を与えないように距離を置く強い傾向も一部観察されている。これではICTによるネットワークが産性を活かした社会的ネットワークの拡大、更にはそれによるイノベーションの創出を促すことはできない。」（46～47頁）

- 「現状の問題はむしろ現実世界でいうところの躰といったものがサイバースペースに関しては何ら体系立って行われてこなかったことも大きな原因である。このような現実世界と同様のサイバースペースにおけるモラルを、利用者に定着させる取組みを行うとともに、個人がネット社会全体に貢献するために自主的・献身的にコンテンツを発信したりする部分、をうまく醸成できるような環境づくりを行う必要がある。」

「ICTにより実現されるバーチャルな環境を、現実社会と同じ感覚で活用すること、すなわち、サイバースペース上で実名又は特定の仮名で他人と安全に交流することを自然の術として身につけるための教育が必要である。具体的には、ブログやSNSの仕組みを学校に導入することを提案する。学校の中でセキュアなネットワークを整備した上で、児童・生徒が自らのアカウントを持ち、実名でブログやSNSを用いて他の児童・生徒と交流することでネットワークへの親近感を養うとともに、ネット上での誹謗中傷やプライバシー侵害等に対する実地的な安全の守り方も同時並行的に学ぶことが重要である。」（47頁）

- インターネットの利用主体が、コメントスクラムをけしかけることを厭わない現在世代から、教育機関で「サイバースペース上で実名又は特定の仮名で他人と安全に交流することを自然の術として身につけるための教育」を受けた世代に入れ替わるのを待っていないは迂遠
- 教育機関でそのような教育を受けたからといって、「匿名の陰に隠れることで、自分の気に入らない言動を抹殺することが容易にできる」という現実が目の前にあったときに、どれだけの人がその誘惑に抵抗できるのか疑問

「匿名表現の自由」を制約している例

- 公職選挙法
 - 第一項のパンフレット及び書籍には、その表紙に、当該候補者届出政党若しくは衆議院名簿届出政党等又は参議院名簿届出政党等の名称、頒布責任者及び印刷者の氏名（法人にあつては名称）及び住所並びに同項のパンフレット又は書籍である旨を表示する記号を記載しなければならない。（142条の2第4項）
 - 前二項の規定の適用について新聞紙又は雑誌とは、選挙運動の期間中及び選挙の当日に限り、次に掲げるものをいう。（但し書き省略）
 - 一 次の条件を具備する新聞紙又は雑誌
 - ロ 第三種郵便物の承認のあるものであること。（148条）

「表現の匿名性」の保障を制約している例

- 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信業務の不正な利用の防止に関する法律（携帯電話本人確認法）
 - 携帯音声通信事業者は、本人確認を行ったときは、速やかに、総務省令で定める方法により、本人特定事項その他の本人確認に関する事項として総務省令で定める事項に関する記録（以下「本人確認記録」という。）を作成しなければならない。（4条）
 - 警察署長は、携帯音声通信業務の不正な利用の防止を図るため、次の各号のいずれかに該当する場合において必要があると認めるときは、当該各号に定める罪に当たる行為に係る通話可能端末設備につき役務提供契約を締結した携帯音声通信事業者に対し、国家公安委員会規則で定める方法により、当該役務提供契約に係る契約者について次条第一項に規定する事項の確認をすることを求めることができる。（8条）

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律

特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者は、次の各号のいずれにも該当するときに限り、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者（以下「開示関係役務提供者」という。）に対し、当該開示関係役務提供者が保有する当該権利の侵害に係る発信者情報（氏名、住所その他の侵害情報の発信者の特定に資する情報であって総務省令で定めるものをいう。以下同じ。）の開示を請求することができる。

- 一 侵害情報の流通によって当該開示の請求をする者の権利が侵害されたことが明らかであるとき。
- 二 当該発信者情報が当該開示の請求をする者の損害賠償請求権の行使のために必要である場合その他発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるとき。（４条１項）

現行プロバイダ責任制限法の問題点

- 開示関係役務提供者は、その時点で把握している範囲内で発信者の個人情報を開示すれば足り、発信者の個人情報を把握していなくとも、プロバイダ責任制限法第３条の損害賠償責任の免責は受けられる（発信者の個人情報を取得・管理するインセンティブが発生しない。）。
- 権利侵害情報を自動公衆送信しているサーバの管理者は、当該情報の発信者のアクセス日時とアクセス時のＩＰアドレスしか把握していないことが多く、開示請求者は、サーバ管理者に対する発信者情報開示請求訴訟に勝訴しても、さらに発信者のアクセスプロバイダに対して発信者情報開示請求を行わなければならない。

- 権利侵害情報が公開プロキシサーバを介して掲示板等に投稿された場合、当該プロキシサーバの管理者に対して、当該情報の発信者が日本国内から当該プロキシサーバにアクセスした日時及びそのときのＩＰアドレスの開示を求める必要がありさらに迂遠である上、公開プロキシサーバはアクセスログを保管していなかったり、または海外にあったりして、発信者追求の道が事実上途絶える場合がある。
- ブログ主等の特定の個人を脅迫するコメントが投稿されたり、コピー荒らしによりコメント欄や掲示板を機能不全に陥った場合に、「特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害された」といえるのかは実は不明確である。
- 開示請求者の側で違法性阻却事由がないことが明かことの立証をしなければならないと多数説は解しており、名誉毀損の場合、理論的には、開示請求者の側が、摘示事実が虚偽であることの立証を求められることになってしまう。

プロバイダ責任制限法第３条は、「特定電気通信役務提供者が、自ら提供する特定電気通信による他人の権利を侵害する情報の送信を防止するための措置を講じなかったことに関し、特定電気通信役務提供者に作為義務が生ずるのかが明確ではない中で、当該情報の流通により権利を侵害されたとする者との関係での損害賠償責任（不作為責任）が生じない場合を可能な限りで明確にするために規定するものである」^{注２}

「利用者の戸籍上の名称や住民票の住所等、本人確認のための情報の入力」を要求していない場合、「ノーティス・アンド・テイクダウン」手続を採用していたとしても、権利侵害行為を防止するために十分な措置であるということはいえない（ファイルログ事件中間判決）。

情報発信者に対して本人確認のための情報の入力を要求していない特定電気通信役務提供者について、「ノーティス・アンド・テイクダウン」手続を履践しても損害賠償責任を免れないということを明確にするためにプロバイダ責任制限法第３条の改正を行うことはそもそも法の趣旨に合致している。

注２ 総務省電気通信利用環境整備室著「プロバイダ責任制限法——逐条解説とガイドライン——」２６頁

個別 I D 制度の問題点

- 利用者の戸籍上の名称や住民票の住所等を正しく入力させるためには、オンラインのみで手続を完了させることは難しく、従って、オフラインでのインフラを持たない多くの特定電気通信役務提供者は、利用者に対して、利用者の戸籍上の名称や住民票の住所等を正しく入力させることができない。
- 利用者の戸籍上の名称や住民票上の住所等は、個人情報保護法上の保護の対象となる個人情報であり、これを取得・保有するためには、漏洩等を防止するために相応のコストをかけなければならないが、個々の特定電気通信役務提供者にそのコストを負担させるのは必ずしも現実的ではない。

共通 I D 制度

- 民間の I D 認証機関が、利用者の正しい氏名や住所等の本人確認情報を登録させてこれを保有する代わりに、当該利用者に対して特定の I D 番号を発行し、パスワード設定を行う。
- 特定電気通信役務提供者は、当該 I D 番号及びパスワードとともにその特定電気通信設備にアクセスしてきた利用者に関し、当該特定電気通信設備を用いた特定電気通信役務を提供する。
- 特定電気通信役務提供者は、当該 I D 認証機関との間で I D 情報に関する契約を締結し、開示請求者からの発信者情報開示請求が法的な要件を具備していると認めるときは、当該 I D 認証機関に対して、当該 I D 保有者の個人情報を開示請求者に開示するように指示をすることができるようにする（あるいは、発信者情報開示請求の要件具備の有無の判断をも I D 認証機関に委託する。）。

これらの条件を満たした特定電気通信役務提供者については、利用者の本人確認情報を個別に取得・保有していなくとも、プロバイダ責任制限法第 3 条の免責を受けられるようにする。

- 個別 I D 制度や共通 I D 制度を採用しなかったからといって、特定電気通信役務提供者に罰金を科すわけではない。
- 従って、利用者を信頼して、共通 I D 制度等を採用することなく、掲示板サービスやブログサービス等を提供することも可能である（信頼を裏切られた場合には当該事業者が連帯責任を負うだけのことである。）。
- また、個別 I D 制や共通 I D 制度を採用したからといって、必ずしも実名の表示を義務づけられるわけではない。

- 個別 I D 制度にせよ共通 I D 制度にせよ、実名及び住所等の本人確認情報と結びついているが故に、特定の者が短期間にいくつもの I D を取得することを制限したり、複数の I D の取得を認めても、それらを本人情報を媒介としてリンクさせたりすることが可能である。
- ↓
- 「粘着君」が現れたときに、その者の投稿だけをブロックすることも、技術的には可能である。

課題

- 開示請求者の権利を侵害しているとまでは言えないときにも個人情報の開示を認めるべきか。
 - 他人を批判する以上、批判が的はずれだったときに恥をかく程度の責任は負わせるべきか。
 - ブログ主が予め、コメントーターの氏名等の開示を求める際の条件について具体的に明示していた場合はどうか。